

令和7年（ネ）第388号 株主権行使に関する財産上の利益供与に係る返還
同共同訴訟参加請求控訴事件

令和8年3月25日 大阪高等裁判所第4民事部判決

主 文

- 1 原判決主文1項及び2項を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人HDに対し、1億9890万円及び本判決別紙1の「認容額」欄記載の各金額に対する同別紙「損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人は、被控訴人HDに対し、655万7782円及び本判決別紙2の「認容額」欄記載の各金額に対する同別紙「損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による金員を支払え。
 - (3) 被控訴人HD及び被控訴人参加人の控訴人に対するその余の請求を棄却する。
- 2 控訴人の被控訴人KIP及び被控訴人プロパティーズに対する控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、控訴人と被控訴人HDに関する費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の、その余を同被控訴人の負担とし、控訴人と被控訴人HDを除くその余の被控訴人らに関する控訴費用は控訴人の負担とし、参加によって生じた費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人の、その余を被控訴人参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に明記しない限り、原判決の例による。）

- 1 被控訴人らは、被控訴人らの相談役で、かつ被控訴人HDの株主でもある控訴人に対し、相談役報酬の支払をしていた。また、被控訴人HDは、控訴人の私邸と同一敷地内にある被控訴人HDの施設に配置された管理人の業務費用（管理人費用）の支払をしていた。

本件は、被控訴人らが、上記相談役報酬及び管理人費用の支払がいずれも控訴人の株主の権利の行使に関する財産上の利益の供与に当たると主張して、会社法120条3項前段の返還請求権（ただし消滅時効にかからない平成24年5月25日以降に発生したもの）に基づき、控訴人に対し、①被控訴人HDにおいては平成24年5月分から最後の支払月である令和3年2月分まで（本件請求期間）の相談役報酬相当額3億1410万円及び平成24年6月から令和元年11月までの管理人費用相当額9215万4850円、②被控訴人HDの子会社である被控訴人KIPにおいては、本件請求期間の相談役報酬相当額6451万円、③被控訴人HDの子会社である被控訴人プロパティーズにおいては、本件請求期間の相談役報酬相当額4020万円（合併した会社からの報酬支払分を含む。）の各支払を求めた事案である。また、被控訴人らは、各支払日の翌日から支払済みまで民法所定の利率（なお、令和2年3月以前のものについては平成29年法律第44号による改正前のもの）による遅延損害金の支払を併せて求めた。なお、被控訴人参加人が、被控訴人HDに共同訴訟参加し、その余の被控訴人らに補助参加した。

原審は、被控訴人らの請求を全部認容したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張を、後記4のとおり当審における被控訴人ら及び被控訴人参加人

の補充主張を、それぞれ加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。なお、補正後の前提事実（原判決第2の1の事実）を、以下、単に「前提事実」という。

(1) 原判決4頁13行目の末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「被控訴人K I Pは、昭和39年10月、京都、滋賀における情報サービス産業を営むことを目的として設立された。現在は情報処理・情報通信サービス、ソフトウェア開発等を目的とする株式会社である。

被控訴人プロパティーズは、昭和42年9月、東京・bのビル（現在の京都新聞bビル）の経営・管理のために設立された株式会社である。現在は、京都新聞の東京における情報活動の拠点として利用されるとともに、前記ビルの経営・管理のみならず広告代理店業も行っている。

株式会社京都トラスト（以下「トラスト」という。）は、昭和40年3月に設立された会社であり、貸しビル・ガレージの経営・管理等を行っており、後に不動産業や保険代理店事業も行うようになった。（甲2、4・17、18頁）」

(2) 原判決4頁14行目から15行目にかけての「株式会社京都トラスト（以下「トラスト」という。）」を「トラスト」と改める。

(3) 原判決4頁25行目の次に改行の上、以下のとおり加える。

「控訴人は、以下の表のとおり、被控訴人らの取締役又は相談役の地位にあった。

被控訴人ら	控訴人の地位	在任期間
被控訴人HD	取締役	昭和58年6月～昭和62年6月
	相談役	昭和62年6月～令和3年3月
被控訴人K I P	取締役	昭和60年6月～昭和62年6月
	相談役	昭和62年6月～令和3年3月

被控訴人	取締役	昭和60年6月～昭和62年6月
プロパティーズ	相談役	昭和62年6月～令和3年3月

」

(4) 原判決6頁2行目及び7頁18行目の各「原告らの主張」をいずれも「被控訴人ら及び被控訴人参加人の主張」と改める。

(5) 原判決7頁3行目の「原告HDの主張」を「被控訴人HD及び被控訴人参加人の主張」と改める。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 相談役報酬について（争点1関係）

ア 本件合意の成否

本件確約書は、京都新聞社（被控訴人HD）の関連会社である株式会社R（現・株式会社S、以下「R」という。）に喰い込もうとする闇勢力から京都新聞社（被控訴人HD）及びオーナー家であるA家を守るため、オーナー家と経営陣の一体性を図ることを企図して作成されたものであり、株主権不行使の見返りに金員を渡すなどの合意（本件合意）を企図したものではない。本件確約書には、株式の権利行使に関する事項や金銭授受を窺わせる事項は全く記載されていない。控訴人が相談役に就任してその報酬を受領するようになったのは昭和62年6月からであり、本件確約書とは2年の時間的相違もある。

被控訴人らは、控訴人が京都新聞社（被控訴人HD）の役員らの辞任を迫るなど、控訴人と京都新聞社（被控訴人HD）の経営陣の対立があり、本件確約書に基づく本件合意によってその収束を図ったかのように主張するが、役員らの辞任を求める議案は、自由な議論の下での意見調整の結果、最終的に撤回されており、控訴人と経営陣との対立というものは存しない。本件確約書は、当時の代表取締役であったDが、Cの死後の経営体制に対する危機感と問題意識があったことから、オーナー家を承継する立

場にあった控訴人を取締役会長に据え、その権威の下、京都新聞社（被控訴人HD）の経営刷新を図ろうとして作成し、控訴人もこれに賛同したにすぎない。

したがって、控訴人と経営陣との間に対立などはなく、本件確約書も、控訴人が株主権不行使の見返りに金員を得ることを企図して作成されたものではなく、これを根拠に本件合意が成立し、その後の相談役報酬に結びついているなどと到底いえるものではない。そもそも、本件確約書が発見されたのは本件訴訟が提起された後の令和6年であり、それまで控訴人の相談役報酬が本件合意に基づいているとの指摘もされていなかった。

イ 報酬額の相当性

相談役は、定款上の役職であるが、その権限及び義務についての定めはなく、被控訴人HDの代表取締役社長から、主に四半期ごとに、京都新聞グループの業績等の報告を受け、助言することで相談役としての業務をまっとうしていた。

他方、相談役の報酬額についても定款上の定めはなく、その額は会社の経営判断にゆだねられる問題である。控訴人の義父であるBは、被控訴人らの現在の業態を確立させた創業者と位置づけられるが、そのB一族であるA家を代表する控訴人に対し、被控訴人らが、統治機構の一翼を担う存在として相応の厚遇をすることは許されないものではなく、控訴人の相談役報酬が高額にすぎるということはない。

(2) a 山荘の管理人費用について（争点2関係）

ア Bは、大正12年、新聞用紙を中心に扱う運送業で財をなしたTの紹介で、被控訴人HDの旧組織である京都日日新聞に入社し、その後、順調に社業を拡大し、編集局長として活躍した。一旦退社したものの、その後懇請されて、昭和20年にその後身である京都新聞に復帰し、やがて代表取締役となった。Bは、恩人かつ後援者であったTから、a山荘の敷地を購

入し、昭和44年9月、迎賓館と旧B邸を建てた。これらの建築物は、高名な建築家Uが建てたものであり、芸術性の高いものであった。こうしたa山荘の敷地取得の経緯や建物の歴史的・文化的価値に照らして、被控訴人HDはこれを記念碑的に維持していく方針をとって、昭和61年以前から管理人を配置してこれを管理することになったのである。a山荘はやがて被控訴人らが利用することはなくなったが、建築物が存在している以上、会社の財産として管理の必要があったことは明らかである。

イ また、被控訴人HDと管理業者との間の管理委託契約書には、控訴人の私邸部分を対象とした管理業区の記載はない。控訴人はこの管理委託業務契約について関与したこともない。a山荘の管理業務は、本件確約書が作成された昭和60年以前から行われていたのであるから、本件合意に基づいて、株主権不行使の見返りの趣旨として控訴人のための管理費用が支払われたなどということとはできない。

(3) 控訴人は悪意の受益者に当たるか（争点3関係）

控訴人は、相談役報酬については、自らがこれを要求したことはなく、定款上の役職である相談役として、被控訴人らが決めた報酬をそのまま受け取ってきたにすぎない。株主権不行使の見返りなどという認識は全くなかった。

a山荘の管理人費用についても、控訴人は管理契約の内容や費用額など一切知らされず、まして控訴人の日常生活の世話のために管理契約がされ、管理人が配置されていたなどと全く認識していなかった。したがって、控訴人は「悪意の受益者」に該当しない。

(4) 会社法120条2項の解釈（争点1、2関係）

会社法120条2項のいわゆる「推定」規定は、株主が株主代表訴訟により会社に対する責任追及をする場合に、その立証の負担を軽減するためのものと解され、会社が利益供与を受けた株主に提起する不当利得返還請求等において、株主に「株主権行使に関するものでないこと」の立証責任を負わせ

ることを予定した規定ではないと解される。会社法120条3項は、株主権行使に関し利益供与を受けた株主は、それが株主権行使に関する認識がなくとも返還義務を負うとされているが、そうすると、株主権行使に関する認識がない者に、株主権行使に関するものではないとの立証責任を負わせることとなり不合理である。したがって、会社が株主を相手方として提起している本件訴訟において、会社法120条2項の規定は適用されない。

4 当審における被控訴人ら及び被控訴人参加人の補充主張

(1) 会社法120条2項の解釈（争点1、2関係）

会社法120条2項後段の推定規定は、株主の権利の行使に関してなされたものである蓋然性が高い供与について、利益供与が株主の権利の行使に関しないと主張する者（利益供与を受けた株主）に立証責任を転換したものである。

控訴人は、相談役報酬に係る決定を被控訴人HDが行ったということだけを述べ、当該推定が働くことを妨げる事実（例えば、控訴人が受領した巨額な報酬と自らが履行した相談役業務とが見合っていたこと等）や利益供与が株主の権利の行使に関しないことを全く主張立証していない。

(2) 相談役報酬について（争点1関係）

ア 昭和58年3月、Cの死去に伴い、控訴人が京都新聞社（被控訴人HD）の取締役会長に就任したこと、昭和59年に控訴人が役員全員の辞任を求めたこと、経営陣からは賛成、反対を含めて様々な意見が出されたこと、控訴人とDとの間で意見調整が行われた結果、最終的に「なお1年、現体制を凍結、維持していく」ことになり、役員全員の辞任が撤回されたことという事実経過があり、このような事実経過に鑑みれば、当時の役員が、控訴人の意向によっては京都新聞グループの円滑な経営を行なうことが相当に困難な状況が生じることを恐れていたため、実際の意向に反して、控訴人に辞表を提出した上で、その後の交渉をDに委ねたことが推認でき

る。

そして、「なお1年、現体制を凍結、維持していく」こととされた昭和59年6月29日の取締役会から約1年後の昭和60年6月3日に本件確約書が作成されたのであり、1年間維持された現体制がその期限を迎えるに当たり、その後の控訴人とDとの関係等について合意したものとみるのが自然である。

イ DとJによる京都新聞社（被控訴人HD）の経営体制時においては、控訴人の大株主としての影響力に基づく本件確約書（本件合意）に基づき、控訴人に財産的利益の供与がなされていた。

DとJとの経営体制以後も、控訴人の大株主としての影響力に基づき、従前の前例を踏襲し、財産的利益を供与し続けていたから、当時の役員の本件確約書の存在に対する認識の有無にかかわらず、株主の権利の行使に関する利益供与となる。

ウ 控訴人が京都新聞グループの経営に関する経験も知見も持っていなかった以上、控訴人に巨額の報酬を支払って相談役を委嘱する必要がないことは明らかである。

したがって、本件確約書第2項の定め（D自身はもとより、京都新聞グループの役員を指導して、京都新聞社（被控訴人HD）の定款に定める控訴人の地位、権限を尊重して行動せしめ）に基づいて、相談役を委嘱したとしか考えられない。

(3) a 山荘の管理人費用について（争点2関係）

本件訴訟において返還を求めているのは、平成24年6月から同年8月までの夜間の管理業務費用及び同年9月から令和元年11月までの管理業務費用であるから、それ以前のa山荘の歴史的価値・文化的価値とは無関係である。

a山荘に24時間体制で配置された管理人は、実質的には控訴人の日常生

活の世話をするために配置されたと認められ、管理人費用は、控訴人のために支出されていたと認められるから、大株主である控訴人に対する無償の財産的利益の供与であり、会社法120条2項後段により、株主の権利の行使に関して供されたものと推定され、当該推定を覆す事情は存在しない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、被控訴人らの請求のうち、被控訴人HD及び被控訴人参加人の請求については、原審と異なり、主文1項(1)、(2)に定めた限度で理由があり、その余の被控訴人らの請求については、原審どおり全部理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

1 認定事実

原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。なお、補正後の認定事実を、以下単に「認定事実」という。

- (1) 原判決8頁10行目の「象徴的な存在」を「中興の祖」として象徴的な存在」と改める。
- (2) 原判決8頁19行目の「Cの死後」から24行目末尾までを次のとおり改める。

「Cが死亡した後の昭和60年3月当時、控訴人は京都新聞社（被控訴人HD）の株式2.4%を、控訴人の子で当時未成年のE名義で株式8.3%を保有しており、また、控訴人は、京都新聞社（被控訴人HD）の株式15.1%を保有する株式会社文化院（A家の株式を保有する目的で設立された会社）を支配しており、控訴人が直接的又は間接的に被控訴人HDに影響力を行使する株式は、発行済株式総数の26%に及ぶものであったほか、京都新聞社（被控訴人HD）株式25%を保有する団体（芸術文化活動を奨励する財団法人で、BやCが設立に関与した。）について、昭和62年9月まで理事を務めていた。（甲4・20～22頁、乙37）」

(3) 原判決 9 頁 2 行目の「被告は、」から 4 行目末尾までを「控訴人は、常勤の取締役（一時期は代表取締役）としてほぼ毎日出社し、D から相談や報告を受けるなどしていたが、主として担当する業務分野を分担しておらず、京都新聞社（被控訴人 HD）の業務執行に具体的に従事、関与することはなかった。（甲 4・27、30 頁、原審控訴人 19、20 頁）」と改める。

(4) 原判決 9 頁 5 行目から 7 行目までを次のとおり改める。

「オ C は、生前、京都新聞社（被控訴人 HD）及びその関連会社である R の代表取締役であったが、同人が急逝したことから、京都新聞社（被控訴人 HD）の代表取締役には D が、その関連会社であった R の代表取締役には V が就任した。しかし、当時、R は巨額の不動産投資等で失敗し、多額の負債を抱え、経営危機の状況にあったことが発覚した。

昭和 59 年 2 月、控訴人は、経営の刷新を考え、京都新聞社（被控訴人 HD）の取締役会において、オーナー家が責任を持つ体制を作るため、役員全員の辞任を求めたのに対し、役員全員から提出された辞表を預かることとなり、その際、取締役会において、「私の提案を了承いただいたことに感謝する。これから 4 カ月間、総退陣も辞さない覚悟で身を賭して経営にあたってほしい」と述べた。その後、昭和 59 年 6 月の取締役会では、D が「役員会は 10 名の現行体制を維持していくべき」と主張したのに対し、控訴人は取締役 5 名の増員を求めたが、最終的に「なお、1 年、現体制を凍結、維持していくという皆さんのご意見にも同意する」との意見を示し、全役員が辞任を撤回することとなったため、上記辞表は返還された。

（甲 12、13、15）」

(5) 原判決 10 頁 9 行目の末尾の次に、次のとおり加え、10 行目の「乙 4」を「乙 4、6」と改める。

「なお、被控訴人プロパティーズにおいては、それまで相談役の規定がなかったが、新たに新設して、控訴人がこれに就任したものであった。」

(6) 原判決10頁16行目の「平成6年度から」を「平成6年度から令和2年度まで」と改め、21行目の末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「一方、被控訴人らにおいて、控訴人以外に、取締役ではない相談役が置かれたケースもあるが、そのうち報酬額が多額の者で年額最高1720万円（被控訴人HDの平成25年度のD）、在任期間も10年を超える者は存在しなかった。（甲6）

なお、控訴人の相談役報酬は、代表取締役社長しか知らされず、その決定過程や根拠は必ずしも明らかではない。（甲4、当審証人L）」

(7) 原判決11頁18行目の「とられるようになった。」の次に「平成元年4月当時のa山荘に関する建物管理請負契約では、管理人業務の範囲及び内容（a山荘に関する施設、設備及び庭園を対象とする。）として「a山荘内の建物施設保全及び設備機器（什器、備品）の保守管理、A邸の空家内の管理保全、とくに防湿防寒対策の徹底、迎賓館内外及び共用部分などの日常清掃管理、管理人は、山荘内全般の火元責任者となり、管理人室の炊事場その他火気使用個所の点検及び私邸並に山荘内の施設の火気取扱いの指導監督を行い、火災予防につとめる、庭園山林の定時的巡回の実施」などが定められていた。」を、19行目の「甲4・54～57頁」の次に「、甲33」を、それぞれ加える。

(8) 原判決12頁7行目の「常務会において、」から9行目末尾までを「常務会（出席者は、当時のL社長、M常務、N取締役の3名）において、a山荘の迎賓館について、老朽化が進んでおり、利用状況に鑑みて、解体を含めた今後の方向性について協議され、迎賓館という建物があるために借地の意味があり、解体すると借地の意味、理由が問われることになる、門番がいなくなることにより、セキュリティ面での問題が生じないか、建替えの検討余地はないか、解体費用はどの程度かなどの意見が出た。（甲31、当審証人L）」と改める。

(9) 原判決 12 頁 17 行目の次に改行の上、次のとおり加える。

「(4) 株式会社京都新聞ホールディングス第三者委員会報告書

ア 令和 2 年 3 月頃、被控訴人 HD 及びその子会社の役員で構成される会議において、京都新聞グループ全体の業務改善及びコスト削減策を検討していた際、被控訴人 HD が控訴人に対して多額の相談役報酬を支払っていたことが話題となり、その支払が会社法 120 条 1 項に抵触するとの指摘もあったことから、令和 3 年 5 月の取締役会において、上記報酬の支払について、第三者委員会（以下「HD 第三者委員会」という。）を設置することが承認決議された。

イ HD 第三者委員会は、令和 4 年 4 月、被控訴人 HD に対し、調査報告書（甲 4。以下「第三者委員会報告書」という。）を提出した。

第三者委員会報告書では、控訴人に対する相談役報酬の支払について、大株主としての立場を超えて相談役として何らかの職務に従事していたと評価することは困難であり、京都新聞社（被控訴人 HD）が控訴人から利益を受けた（役務提供を受けた）ということとはできず、役員報酬の支払は、会社法 120 条 2 項前段に該当すること、また、控訴人の私邸の管理費用の負担についても、a 山荘の維持・運営上から、管理人による 24 時間体制の管理委託の必要性が認め難く、少なくとも平成 10 年から平成 24 年 8 月までの夜間の管理人配置費用と、同年 9 月から控訴人が退去するまでの間については、管理人配置費用の全額が、控訴人のための支出であり、会社法 120 条 2 項前段に該当し、いずれも同条 1 項に反して違法であるとの結論が示された。」

2 争点 1（相談役報酬の支払が利益供与に当たるか）について

(1) 相談役報酬の利益供与該当性について（争点 1）

ア 本件合意の成否について

(ア) 被控訴人らは、前記第 2 の 4(2)アのとおり主張し、控訴人が、昭和 5

9年から、被控訴人HDの大株主として、役員らに対して辞任を迫っていたところ、昭和60年6月に本件合意が成立し、本件合意に基づく相談役報酬の支払が利益供与に当たる、と主張する。

これに対し、控訴人は、前記第2の3(1)アのとおり、本件確約書について、Rに喰い込もうとする闇勢力から京都新聞社（被控訴人HD）及びオーナー家であるA家を守るため、オーナー家と経営陣の一体性を図ることを企図して作成されたものであり、本件合意の成立を企図したのではなく、控訴人と被控訴人HDの役員との間に対立などはなく、控訴人がオーナー家の力を誇示して恐れさせたことはないなどと主張しており、本件確約書には、控訴人がDの地位を保証するに当たり、控訴人に対して金銭的対価を支払うなどの文言は記載されていないことに加えて、相談役報酬が支払われるようになったのは昭和62年6月からであることに照らすと、本件確約書作成の時点では利益供与をする合意（本件合意）がされたとまでは直ちに認められない。そして、認定事実(1)オのとおり、控訴人は、京都新聞社（被控訴人HD）の取締役会において、役員全員の辞表を預かった際には、「これから4カ月間、総退陣も辞さない覚悟で身を賭して経営にあたってほしい」と述べ、控訴人自身も会長の辞表を提出したいと思うとも発言していた（甲12）ことからすれば、役員に辞表を求めていた真意は明らかとはいえない。最終的に、昭和59年6月の取締役会では、控訴人は、取締役5名の増員を求めたにとどまり、Dが現行体制の維持を主張し、他の役員が同意見であったため、役員辞任には至らなかったのであるから、昭和60年6月の本件確約書作成時点で、依然として控訴人と京都新聞社（被控訴人HD）の役員とが対立していたか否かも明らかとはいえない。

(イ) 本件確約書は、その内容に照らせば、控訴人が、Dに対して、「社会通念上妥当と認められる期間」、京都新聞社（被控訴人HD）の代表取締役

役社長の地位を保証し、Dは、控訴人に対し、定款に定める控訴人の地位、権限を指示、尊重されるように努めることを、それぞれに約したものであるが、作成に当たっては、控訴人とDのほかに、控訴人の代理人であるG弁護士、京都新聞社（被控訴人HD）の顧問であるF弁護士という2人の弁護士が立会人として署名押印していること、Rの更生管財人弁護士による記録（乙38）によれば、Oも関与して、「資本と経営の分離」が確認されたとされていること、昭和56年商法改正により、株主権の行使に関する利益供与の禁止が定められたことも考え合わせれば、本件確約書によって、上記商法の規定に抵触するような利益供与を含む本件合意が成立したと認めることはできない。そもそも、本件確約書（甲42）は、本件訴訟の提起から1年10か月近くが経過した令和6年4月15日に提出された書証であり、被控訴人HDにおいて原本を保管しているものではなく、証人として証言した元代表取締役（W、L）のいずれもがその存在さえも認識していなかった書面であり、控訴人の相談役報酬については、他の役員から示された金額について同意したのみであると証言しているから、本件確約書が、控訴人に対する役員報酬支払の根拠となっていたとは認められない。

- (り) なお、第三者委員会報告書には、昭和60年前後頃に、控訴人側とDら経営陣との間で、京都新聞社（被控訴人HD）の経営に関する合意が成立したと認められ、その合意の内容が、控訴人は、京都新聞社（被控訴人HD）の経営はDらに現経営陣に任せ、経営方針等につき、大株主として口出ししない、その代わり、相談役として多額の報酬等を保証するとともに、W（控訴人の弟）やQ（控訴人のいとこ）を取締役として処遇していくというものであったと推認されるとの記載がある（甲4・8頁）。しかしながら、同報告書においても、上記合意の成立を裏付ける客観的資料が示されているものではなく、合意の主体や合意成立の時期

についても特定されているとはいえない。昭和60年頃、控訴人が、京都新聞社（被控訴人HD）の大株主としての立場にあったことや、控訴人本人やその親族関係者が、京都新聞社（被控訴人HD）における役職や報酬において、優遇されていた事実があったとしても、それらの事実をもって、上記合意が成立したとまでは認められない。

したがって、昭和60年6月に本件合意が成立したとの被控訴人らの主張は採用できない。

イ 報酬額の相当性について

- (ア) 被控訴人らは、控訴人に支払われていた相談役報酬が高額であるのに対し、控訴人の相談役としての業務から被控訴人らが得ていた利益が著しく少ないことから、利益供与に当たると主張する。

控訴人は、認定事実(1)クのとおり、昭和63年～令和2年までの約33年の長きに亘り相談役報酬を得ており、その報酬額は昭和63年～平成5年度まで年額約5000万円～6200万円、平成6年度から令和2年まで年額約4100万円～4800万円であったこと、その報酬額は被控訴人HDの取締役報酬の年額約2100万円～4200万円を超える金額であり、被控訴人HDの代表取締役社長であったDの報酬よりも高額となったこともあったことが認められる。他方、控訴人以外の相談役らの報酬額は最高でも年額1720万円で、期間の面でも長い者で10年を超えないというのであり、これらと比較すれば、控訴人は他と比較して破格の報酬額を、長期間に亘り得ていたということになる。そして、控訴人が相談役として行った業務内容は認定事実(2)の程度であり、また、控訴人は、経営者として実務に携わったのは4年余りで（認定事実(1)エ、キ）、特段専門的スキルを習得していた事情もなかったというのであるから、代表取締役からの報告の際に、一定のアドバイスをすることがあったこと（当審証人L）を考慮しても、その拘束された時間や実

質的作業量、専門性に対する対価的要素という観点からみて、控訴人の得ていた報酬額とは著しく均衡を失し、高額にすぎるものであったというほかない。

- (イ) これに対し、控訴人は、前記第2の3(1)イのとおり、定款上、相談役の報酬額についての定めはなく、会社の経営判断にゆだねられる問題である、B一族であるA家を代表する控訴人に対し、相応の厚遇をすることは許されないものではなく、控訴人の相談役報酬が高額にすぎることではない、と主張する。

確かに、控訴人は、被控訴人HDの中興の祖といわれるBの後継者(長男)であったCの妻であり、Cの急死後は、B一族であるA家を代表する存在であったと認められ(前提事実(1)イ、認定事実(1)ウ)、Bが中興の祖として被控訴人らの発展に大きく寄与したとしても、その親族までもが、破格の厚遇を受ける合理的な理由は見出し難い。また、その金額は代表取締役社長以外には知らされず(認定事実ク)、その決定過程や根拠も明瞭ではなく、金額面のみならず、手続の面からしても、合理性があるとは認め難い。被控訴人らは新聞社とその関連子会社として、自由・公正・中立な報道・論評という高い公共性と文化的使命を担う新聞事業やその関連事業を行う企業として、高い倫理意識と自立性・品格が求められるところであって、単に「中興の祖」とも位置づけられる者の親族というだけで、前記認定に係る高額な相談役報酬について会社関係者その他一般の理解が得られるとも考え難い。被控訴人らが控訴人に高額の相談役報酬を支払うことにより被控訴人らの経営に資するものがあるとは考えにくく、控訴人の得ていた相談役報酬はもはや会社の経営判断の裁量を逸脱するものというほかない。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

- (ウ) したがって、控訴人が受領した相談役報酬のうち、正当な対価と評価

できる部分を超える金額については、会社法120条の「財産上の利益の供与」に当たるとみるのが相当である。

(2) 株主の権利行使との関連性について

ア 被控訴人HD関係

(ア) 被控訴人HDの株主である控訴人が、前記のとおり、相談役としての役務と比較して著しく均衡を失する多額の報酬を得ていた、すなわち利益供与を受けていた以上、当該利益供与は「株主の権利の行使に関し」、利益供与を受けたものと推認される（会社法120条2項）。

この点、控訴人は、前記第2の3(4)のとおり、会社法120条2項について、会社が特定株主への利益供与をした場合に、株主が代表訴訟を提起して会社等にその責任を追及する場合に適用される規定であり、会社が特定株主に対して不当利得等の返還請求をする場合には適用されないと主張する。しかしながら、同条同項の規定上そのような制約を課す文言はない。また、同条同項の趣旨は、利益供与を受けた者に対する利益の返還請求（同条3項）や利益供与に関与した取締役等に対する利益相当額の支払請求（同条4項）をする場合に、利益供与と株主の権利行使との関連性を証明することに困難を伴うことから、利益供与の禁止（同条1項）を実効あらしめるべく、その立証責任の転換を図った規定と解される。その趣旨に照らせば、同条同項の適用に当たって控訴人主張に係る適用範囲の限定を設ける理由はなく、控訴人の上記主張は採用できない。

(イ) 前記(1)イのとおり、控訴人は、株主の権利行使に関して利益供与を受けていたものと推認されるどころ、一件記録上、上記推定を覆すに足りる的確な証拠はない。かえって、Cが死亡した後の昭和60年3月当時、控訴人は、被控訴人HDの株式2.4%を、控訴人の子名義でも株式8.3%を保有しており、また、控訴人は、被控訴人HDの株式15.1%を保有する会社を支配しており、控訴人がこれらを通じて被控訴人HDを実質

的に支配し得る株式は発行済株式総数の26%であったことが認められ（認定事実(1)ウ）、これは筆頭株主に匹敵する権能を有するものであり、会社経営者にとって、大きな脅威となり得るものといえる。そして、Cの死後、昭和59年から昭和60年にかけて、被控訴人HDの関連企業であるRの経営上の失態が発覚し、外部勢力が介入しようとしてきた混乱の中ではあるけれども、控訴人が経営刷新を掲げて役員全員の辞任を求めると経営方針をめぐって積極的に発言した時期があり（認定事実(1)オ）、本件確約書を作成して、控訴人が多数株式を保有するA家を代表する立場からDの代表取締役としての地位を保証し、Dが経営者の立場から控訴人の地位・権限を尊重して、外部勢力から控訴人のオーナーたる地位を守るとの約束をしたことが認められ（認定事実(1)カ）、こうした経緯があったことに照らせば、昭和60年頃、Dら経営陣は、自らの地位の保全を図るため、大株主である控訴人を尊重した対応をする意識づけがこのとき形成されたものと推認できる。

そして、控訴人が取締役の地位を退くこととなった昭和62年頃、控訴人に相談役として破格の報酬を支払うという関係を形成することによって、経営陣の地位の強化安定に資することは容易に理解できることであるから、その頃、高額の相談役報酬を授受されるようになったものと推認できる。そして、Dが15年超の長きに亘って代表取締役を務めるなかで（認定事実(1)キ）、高額の相談役報酬が常態化・固定化され、後任の代表取締役においても、報酬額の相当性を検討することなく、無批判に前例踏襲を続け、その習慣が引き継がれていったものと推認できる。

したがって、控訴人が被控訴人HDから得ていた相談役報酬のうち、相当額を超える部分は会社法120条1項の「財産上の利益の供与」に当たると認められるのが相当である。

イ 被控訴人KIP、同プロパティーズ及びトラストら（以下「被控訴人子

会社ら」という。) 関係

控訴人は、認定事実(1)キのとおり、被控訴人HDの相談役に就いた時期と軌を一にして、被控訴人子会社らの相談役に就いて相談役報酬を得るようになったところ、本件全証拠によっても、控訴人が被控訴人子会社らの相談役としての業務に従事した実績があるとは認められない。

したがって、被控訴人子会社らが支払っていた相談役報酬は、被控訴人HDの株主である控訴人に対し、被控訴人子会社らの計算においてなされた「財産上の利益の供与」(会社法120条1項)に当たるものと認められる。

(3) 返還を要する額

ア 被控訴人HD関係

以上のとおり、控訴人の得る相談役報酬のうち相当額を超える部分は、会社法120条1項の「財産上の利益の供与」に当たると考えられるところ、控訴人は、前記(1)イ(ア)のとおり、代表取締役から定期的に京都新聞グループの業績等の報告を受け、アドバイスをする等、相談役としての職務は行っていたことが認められ、また、取締役等としての経験は浅いものの、控訴人は中興の祖であるB一族であるA家の代表的存在であり、控訴人の関係業界との人脈等を活用して情報提供を受けたり、揉め事の仲介役を期待できる存在であったと考えられ、被控訴人HDの業務にとって有益な面はあったと認められる。したがって、そのような期待の下、他の相談役が得ていた報酬額と同額の報酬程度の受領は許されないものとまでは認め難く、その範囲で正当な相談役報酬と認めることができる。そして、認定事実(1)クによれば、被控訴人HDにおいては、平成24年以降の控訴人以外の相談役のうち最も高額な報酬を得ていた者の報酬額は年1560万円(月額130万円)及び賞与160万円であるから(甲6の1)、控訴人の適正な報酬額も同額とするのが相当である。そして、被控訴人HDにお

いては、平成30年4月、役員の待遇に関する内規が改正され（甲4・33頁、乙12）、委嘱時70歳を上限とする旨定められたことに鑑みると、当時、既に70歳を超えていた控訴人については、平成30年度分までを適正な報酬額受領の期間とするのが相当である。

したがって、控訴人が、会社法120条3項により、被控訴人らに返還すべき金額は、本判決別紙1のとおり、合計1億9890万円及び同別紙の「認容額」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による遅延損害金となる。

イ 被控訴人子会社ら関係

前記(2)イのとおり、控訴人は、被控訴人子会社らから、相談役報酬として「財産上の利益の供与」を受けていたところ、本件全証拠によっても、被控訴人HDの株主の権利の行使に関して供与をしたとの推定を覆す事情は認められないのであるから、控訴人は、被控訴人子会社らから得た相談役報酬全額を返還すべきである。

したがって、控訴人は、①原判決別紙2のとおり、被控訴人KIPに対し、6451万円及び同別紙の「請求額」欄記載の各金額に対する同別紙「損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による遅延損害金の、②同別紙3-1のとおり、被控訴人プロパティーズに対し、1480万円及び同別紙「請求額」欄記載の各金額に対する同別紙「損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による遅延損害金の、同別紙3-2のとおり、同じく被控訴人プロパティーズに対し、2540万円及び同別紙「請求額」欄記載の各金額に対する同別紙「損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同別紙「損害金の割合」欄に記載の各割合による遅延損害金の支払義務を負う。

3 争点2（a 山荘の管理人費用の支払が利益供与に当たるか）について

(1) 管理人費用相当額の利益供与該当性について

ア 被控訴人HDは、平成10年以降、a山荘について、夜間に管理人を配置する必要がなく、その管理費用の半日分は控訴人の私邸の管理のための費用であったと主張し、認定事実(3)ウのとおり、平成10年以降、a山荘は被控訴人HDの行事等に使用されなくなり、社用で訪れる者はいなくなったのであるから、もはやa山荘の迎賓館やその庭園をそのまま維持管理しておく経済合理性はなかったということもできる。一方、認定事実(3)イによれば、管理人が敷地の門扉を夜間に開閉したり、控訴人やその家族への郵便物等の受領や、来訪者の対応などの業務を行っていたことが認められる。

しかしながら、認定事実(3)アによれば、被控訴人HDと管理会社との建物管理請負契約では、控訴人の私邸に関しては、a山荘内全般の火元責任者として、火気取扱いの指導監督が業務の内容として明示されているにとどまり、控訴人の私邸を管理業務に含むものではなく、管理人は、同管理請負契約に基づいて、被控訴人HDの資産であるa山荘、A邸及びその敷地の清掃などの管理業務を行っていた（甲34、当審証人L）ことからすれば、同管理請負契約履行に付随するサービスとして、管理人が控訴人やその家族のための業務を行っていたにとどまると認められる。

したがって、平成10年以降、夜間に管理人を配置する必要がなかったことや、管理人費用の半日分が専ら控訴人の私邸のみのための費用であったとまでは認められない。

イ また、被控訴人HDは、平成24年8月以降は、管理人を配置する必要がなく、管理人費用全額が控訴人の私邸の管理のための費用であったと主張し、認定事実(3)エないしカによれば、平成24年8月の取締役らの常務会において、a山荘の迎賓館等の必要性はないとの認識の下、その解体が検討されたことや、平成26年及び平成29年の国税局の指摘に対して、

被控訴人HD経営陣はこれに適切に対応せず、24時間管理体制の見直しをしたのは控訴人が退去した後の令和2年6月であり、管理人の配置が廃止されたのは令和4年1月であったことが認められる。

しかしながら、平成24年8月には、役員3名による常務会において、a山荘の迎賓館について、解体を含めた管理の方向性についての議論がされたにとどまり、その後も管理体制の見直し等がされなかったことに鑑みれば、被控訴人HD役員の見解として、a山荘に管理人を配置する必要性がないと認識していたか否かは明らかではない。

第三者委員会報告書中には、常務会において、上記のとおりa山荘の解体が提案されたことを踏まえて、それ以降は、被控訴人HDが利用予定もなく保有していたと認定でき、a山荘を維持管理するだけであれば、令和4年1月以降の管理体制で足りたにもかかわらず、管理人による24時間管理体制が維持されたのは、控訴人「のため以外の理由は考え難い。」との記載がある(甲4・73頁)。しかしながら、同報告書においても、平成24年4月から24時間管理体制がとられるようになった経緯は明らかにはできず、a山荘の維持・運営上の必要からではなく、控訴人への「配慮であった可能性が強い」というにとどまり、a山荘が京都新聞社(被控訴人HD)によって利用されていたことからすると、夜間の管理人配置費用が控訴人のための支出と直ちに認定することは困難とされている(甲4・72～73頁)。そして、a山荘が、昭和44年に京都新聞社(被控訴人HD)の迎賓館として建築され、京都新聞社(被控訴人HD)の象徴的存在であったBの邸宅と共に管理されてきた歴史的・文化的経緯に鑑みれば、被控訴人HDがこれらの施設を保持している以上、維持管理のために費用を負担する必要があったというべきところ、その管理の方法として、24時間管理体制を内容とする建物管理請負契約が維持されてきたことについて、常務会において上記解体を提案した代表取締役であったLは、当審証人尋

問において、その理由は分からず、被控訴人HDとして管理する必要があったため契約を維持していたと証言している。結局のところ、本件全証拠によっても、a山荘に対する24時間管理体制につき、専ら大株主である控訴人の居住の便宜のためにのみ維持することを意図していたとまでは認めることはできない。

ウ もっとも、a山荘に対する24時間管理体制は、被控訴人HDとしての管理の必要性という面があったにせよ、上記アのとおり、管理人が付随的なサービスとして、控訴人やその家族の日常生活に関しても業務が提供されており、本来であれば、控訴人がその享受した管理費用相当額を負担すべきところ、控訴人は、無償でこれを享受していたのであるから、控訴人がこれにより享受した管理費用相当額については、会社法120条の「財産上の利益の供与」に当たるとみるのが相当である。

(2) 株主の権利行使との関連性について

上記(1)ウのとおり、被控訴人HDの株主である控訴人は、被控訴人HDから自宅の管理について無償の利益を得ていたということになるから、当該利益供与は「株主の権利の行使に関し」、利益供与を受けたものと推認されるところ（会社法120条2項）、一件記録上、上記推定を覆すに足りる的確な証拠はない。

(3) 返還を要する額

以上のとおり、a山荘の管理に関して控訴人が享受した利益は、会社法120条1項の「財産上の利益の供与」に当たると考えられるが、控訴人が得ていた管理業務に係る利益は、a山荘の管理部分全体ではなく、居住に必要な限度に限られるところ、その居住に必要な限度の管理業務に係る利益は、a山荘全体の面積に対する居宅敷地部分の面積割合で算定するのが合理的である。そうすると、a山荘全体の地積は少なくとも8686.85㎡であるのに対し、居宅敷地は631㎡であるから（甲29、乙14の1～3）、控訴

人の得た管理業務に係る利益は、管理業務費用全体の約7%とするのが相当である。したがって、控訴人が返還すべき金額は、本判決別紙2のとおり総額655万7782円と認められる。

4 争点3（控訴人は悪意の受益者に当たるか）について

(1) 前記2(1)イのとおり、控訴人は、被控訴人HDの相談役として行っていた業務に比して、破格の報酬を長期にわたって受領していたものであり、会長当時の報酬が2136万円から2730万円であったこと（乙34）に照らせば、相談役として受領していた報酬が高額にすぎることが容易に認識できたというべきであるから、控訴人は相当額を超える部分につき悪意の受益者であると認めるのが相当である。また、被控訴人子会社らから受領していた相談役報酬については、前記2(2)イのとおり、相談役としての業務に従事した実績があるとは認められないのであるから、悪意の受益者であったと認められる。

(2) a山荘の管理人費用についても、控訴人は、管理人から日常生活に関して業務の提供を受けていたにもかかわらず、その管理会社や被控訴人HDに対して、何らの対価も支払っていなかったのであるから、被控訴人HDから自宅の管理の面で利益供与を受けていたことを認識していたものと推認される。したがって、控訴人は悪意の受益者であると認めるのが相当である。

(3) この点、控訴人は、相談役報酬については、自らがこれを要求したことはなく、被控訴人らが決めた報酬をそのまま受け取ってきたにすぎず、株主権不行使の見返りなどという認識はなかった、a山荘の管理人費用額も一切知らされず、控訴人のために管理契約がされ、管理人が配置されていたとの認識は全くなかったから、控訴人は「悪意の受益者」に該当しないと主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、相談役報酬が、自ら受領していた代表取締役の報酬に照らしても、高額にすぎたものであったことに照らせば、控訴人は相談役報酬額が、業務内容に照らして不相当であると認識していたもの

と認めるのが相当である。また、a山荘についても、その具体的な管理契約の内容や管理費用額まで認識していなくとも、無償で、控訴人の居住の便宜のためにa山荘の管理がされていることを認識していれば、利益供与を受けていたことについて悪意であったと認めるに十分である。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

5 結語

以上によれば、被控訴人らの請求のうち、被控訴人HD及び被控訴人参加人の請求は主文1項(1)、(2)に定めた限度で理由があるからその限度で認容し、その余は棄却し、その余の被控訴人らの請求は全部理由があるからこれを認容すべきところ、これと一部異なる原判決は相当でない。

よって、控訴人の被控訴人HDに対する控訴は一部理由があるから、原判決中、被控訴人HDの請求に関する部分（原判決主文1、2項）を上記の趣旨に従って変更し、その余の被控訴人らに対する控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、なお、仮執行宣言は相当ではないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

森 木 田 邦 裕

裁判官

遠 藤 俊 郎

裁判官

後 藤 慶 一 郎

別紙 1 ないし 2 添付省略